

時事新報

去る八日の時事新報紙上に手形先取権の事を記したるに昨日の朝野新聞は右に對して左の如き二擇の疑問を出せり

り居る場合にも、其身代限處分の時は、手形面金額の先取を爲るしむべしとの意なるや。

權を附して其融通を開かんとする者にして縱令へ提出する人の身代が他に抵當と爲り居るも其身代限成分の時は手形金額の先取を爲さしむる積りなり併し我が商法中に此箇條と設くるに就ては手形の條、破産の條等に別に數箇條を加へざる可らざると勿論にして手形の種類は一ならざれども仕拂期限は重も三箇月位を度するが故に此手形振出以前に他の抵當と爲り居たる財産には手形先取權を及ぼすと能ざれども振出期限以後に於て抵當と爲りたる財産は手形に對して先取の道を譲らざる可らず處で財産を抵當に取らんとする者は朝野記者の配慮する通り抵當を取るに先ちて負債主の自身元に注意するの必要起り是に於てか我國にも英國など導かんとすれば其影響を蒙る處々方に注意して不行はるゝガアヤン・ササイナーの如き身代取調査會社の必要を感ずるに至る可し凡そ商賣上の事に新舊を總べて今日の儀より手形先取權の法を

身代取調法
は間は大抵横着なる者にして多くは緻密ある法律に迫られ或は精巧ある仕組に迫られ周囲の事情に迫られて
「ひを得ず謹慎する者あれは社會をガラス張にして縦横表裏透明ならしめ政治家が賄賂を貪らんとすれば反黨派に彈劾せられ僧侶が不品行を働かんとすれば忽信者の證實を蒙り世間の人の明察あるが爲め其内幕藏ふ船ばざらしむると肝要ならん左れば商業社會にても人々一念發起して其信用を守るに至らんと固よ企圖する所なれども之れと同時に彼の身代取調の仕を設け総令へ其内心に於て信用を破らんとする者あても外部の抑制法を用ひて之を破るの地あからしめ結ぶその信用を破るは自身の大損たるを發明せしむると必要なる可し今英米等に行はるゝ彼の身代取調會社は國到る處に支社を置き甲地の製造者が乙府の商人の文を受けて新に其注文品を送らんとする時、身元のそれざる會社若くは一箇人の手形を受取らんとする時に其所有物を抵當に取らんとする時等の場合に當り又其手形の振出高は今までに凡そ何程位なる可しと委細之を取調ふるの外郵便を以て其支局より合せ身代の模様を斯くして銀行との取引は簡様（カク）又其手形の振出高は今までに凡そ何程位なる可しと委細之を取調ふるの外毎週若くは隔週に其向きの郵告雑誌を發して之を各員に記り會員は年々若干金（英國にては二ギニー即我が十四圓）を寄賦して右等の便利を得るの仕組に

清量 據凡我百六十二尺
四分我一百一十五尺
四分我一百一十五尺
四分我一百一十五尺
四分我一百一十五尺

○小山前橋間駆車時刻 小山前橋間駆車時刻

して商業社會の信用を保ち其不正を制するには屈強の手段なるが如し其他西洋諸國にては商業は勿論、中以上の人にして銀行と取引せざる者多きが故に今一商人に就き其身元を探らんとすれば其取引銀行を尋ねて現在の預金は何程あるや從來の藉勘定は如何ありしや一々之を訊問すれば其身元の大略を知るとを得べし又商

賣取引上より身元問合手掛と交換するの習慣あり何れの商店銀行よりも他より取引人の身元を問はるれば商賈上の儀に於て告ぐるに實を以てするを例とし商事繁多取引活潑するに隨がひ身代調の仕組の如きも亦ますへ込み入るは勢の自然ありと申す可し左れば我輩の所論の如く手形に先取権を附して手形振出日限以後の負債に就ては手形に先取権ありと云ふやうの新案を導かんとするれば負債主より抵當を取り若くは之れに貸附を爲す等の場合に其身代に注目して迂闊の損毛を招かざるやう彼の身代取調會社以下の仕組を設くると今

後我が商賈社會に必要の事ならんのみ

十二月渡利金支拂人於第一國立銀行三井銀行本支店及
代理店ニ於テ該證書へ貼付印シテ下渡すシムヘシ
但貼付ノ時期及手續等ハ第一國立銀行三井銀行日
リ廣告スヘシ
明治廿三年
四月九日 大藏大臣伯爵松方正義

○東京廻米問屋市場正米出来直段 昨日南風快晴好順氣
業開始正午六十四度米況先頃來福店小瀬筋どもに續て諸ひ空取りた
れは日下何れも相應に販賣へあり又假令へ買持米あらざるも諸人共に昨
今の好順氣に腰せられしものか唯々當用其日を想ふに如かずとの風情に
今の如きは殆ど相場の如何に拘はらず出人する敢て便値の如ゆも勿論新く機
然然くづれの折柄には拘はる價位を乗出人する敢て便値の如ゆも勿論さ
れば昨日は實質者双方とも一寸一息見物とも云ふべく有様ありしが
は市場宿みて難病ひにて相場も頗る不図なりしが平均先づ昨日より二合
見足當にして至つて之等の現況にてありし併し今後の感行きは又如何あ
るべきものにや

九	日	出	來	高
六	千	三	百	七
大	家	大	家	大
一	二	三	四	五
○	○	○	○	○

○前日持過	米廿九萬九千二百八十一俵
○八月輸出	一萬二千四百俵雜穀
○八月輸入	米一千三百七十五俵
○外に輸食引取米	千四十五俵
○禁引在高米	廿九萬四百六十三俵雜穀
○海關丸	百二十二俵
○盛行丸	百俵
○川船米	四百三十七俵
○	九萬七十四俵

○和船及陸送	米	七百十六俵
○合計	米	千三百七十五俵
○深川扇橋口地廻入船	(同日)	稻穀
○佐原米	百二十俵	
○小貝川米	百八十俵	
○土浦米	三百四十俵	
○合計	六百四十俵	
白米 小賣相場(一圓に付)	下落	三月九日改正
一等米	七升六合	八升七合
二等米	八升二合	九升一合
三等米	五升米	
八升	四等米	
二合		